

市長の政策・施策・政治姿勢（高平工業団地事業の経緯と結果）を問う



野地 久夫

[市政刷新会議]

- 問** 立地企業が着実に進んでいるような市長と当局の説明であったが、内定企業はあったのか。
- 答** **市長** 意向を示した企業が4社程あった。
副市長 当局は内定と言っていない。
- 問** 三保市長退任後に一気に立地企業が無くなった。こんなことが実在するのか。理由は何か。
- 答** **部長** 企業の判断である。理由について申し上げることはない。
- 問** 当局説明は市長への忬度発言があったのでは。当局説明にかなりの不備、偽りに近い説明と思

う。真実を説明しないと議会は困る。厳正な議決をしたことにならない。議会も執行責任も伴う。費やした「約2億5,000万円」は「ムダ金」と思う。一般財源の貴重な市民の税金だ。これでは市民の利益につながらない。「ムダ金」と思う「約2億5,000万円」について、最高責任者の市長の責任の考えは。

- 答** **市長** 実現可能な計画であったが、事業計画が中止され結果として「2億5,000万円」の支出が残った。残念なことだ。



平栗 征雄

[市政刷新会議]

安達駅東側を流れる轟川の改修は

災害時における一人暮らし高齢者との連絡は

- 問** 安達駅周辺では、宅地開発が進んでいる。特に轟川の改修について市の見解を問う。
- 答** 安達駅周辺整備事業に伴い、暫定改修区間が多く、宅地化が進み氾濫の危険性があり、全面改修を願っている。県に対し引き続き要望する。



油王田踏切付近の轟川の現況

- 問** 一人暮らしの高齢者は、災害時に連絡が取れないと悲観的状況になる。ボタン一つで連絡が取れるなど、市としての体制を問う。

- 答** 市では現在、「災害時要援護者避難支援制度」と「緊急通報装置の設置」の二つの制度がある。65歳以上の一人暮らしか高齢者のみの世帯が対象であり、災害時等で支援を希望の方は申請し、市が「災害時要援護者」として支援する方法と、緊急時にボタンを押すと緊急通報センターにつながり緊急対応がなされる方法である。

担い手確保のために、公共工事の平準化を

骨髓バンク登録推進とワクチン再接種助成を



小林 均

[令和創生の会]

- 問** 工期の短い工事でも債務負担行為を設定し、年度を跨いで発注できる仕組みが必要では。
- 答** 平準化の効果が期待されるので研究していく。
- 問** 年度内または新年度早々の工事着手を可能とする「ゼロ市債」の活用について現状と方針は。
- 答** 現状、発注した事業はないが、他自治体の先進事例等の情報収集をしながら研究していく。
- 問** 「フレックス工期契約制度」や「早期契約制度」を活用した公共工事の柔軟な工期設定は。
- 答** 制度設計に関する課題を整理し研究していく。

- 問** 公共工事の速やかな繰越手続の積極的推進は。
- 答** 早期の繰越手続についても研究していきたい。
- 問** 県内の造血管細胞移植数とドナー登録者数は。
- 答** 199人が提供を受け、ドナー登録者数は、本市で累計502人、県全体で15,129人である。
- 問** 本市職員のドナー休暇の取得実績は。
- 答** 平成25年、26年、30年に各1名取得している。
- 問** 骨髓移植後のワクチン再接種の助成の考えは。
- 答** 予防接種の再接種にかかる経済負担は重く、今後、他市町村の動向を注視し検討していく。



佐藤 運喜

[市政刷新会議]

農地の再生可能エネルギー事業は

災害時における障がい者の具体的支援策は

問 農地の再生可能エネルギー事業の具体策は。

答 ゴチカンにおいて福島県の「地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業補助金」を活用し、東和地域2箇所にも営農型太陽光発電設備を設置することとし、年度内の完成と売電開始を目指す。また、設置の際高いハードルの規制緩和についても市として側面支援をしていく。

問 市内障がい者の人数と災害時の市の支援策は。

答 平成30年度末の身体障害者手帳所持者は2,265人、うち視覚障がい者141人、聴覚障がい者183

人、肢体不自由者1,350人、内部障がい者558人、その他の障がい者が33人である。また、療育手帳を所持している知的障がい者は563人、精神障害者保健福祉手帳所持者は346人である。災害時の障がい者への情報伝達と避難行動等の支援として、文字表示機能付き防災ラジオの貸与、ヘルプマーク、ヘルプカードの配布等がある。また、災害時要援護者避難支援制度の活用と周知、福祉避難所の指定等により支援に努めている。

高齢者の公共交通運賃無料化事業の利用状況と評価は



熊田 義春

[市政会]

問 高齢者無料乗車証の申し込み数は現在のところ何人か。

答 11月末日現在で2,721人となっており、対象となる75歳以上の高齢者数が10月末現在で9,118人であり、29.8%の方に申請いただいた。

問 市として、公共交通運賃無料化事業の評価はどのように捉えているのか。

答 昨年と本年における4月から10月までの総乗車人数比較で、福島交通の路線バスは本年169,066人で1.3%増、協和交通の路線バスは

本年795人で61.3%の増、コミュニティバスは本年6,735人で6.8%増、デマンドタクシーは本年4,175人で40.1%増、ようたすカーは本年5,628人で16.7%増となっており、全ての交通機関の乗車人数が増加している。特に、高齢者がより多く利用しているデマンドタクシーとようたすカーの利用が大きく増えており、本事業は相応の効果があると評価しているところである。



石井 馨

[令和創生の会]

児童生徒の学力向上策は

今後の工業団地について市の考え方は

問 学力テストによる本市の児童生徒の学力は他と比較してどのような位置にあるか。また、学力向上対策としてどのような取組みを行っているか。

答 小学校国語は全国・県平均とほぼ同一だが、算数は全国平均を下回っている。中学校は数学・英語は平均を下回っている。学力向上対策として、各校に非常勤講師を派遣して強化を図っている。また、T・Tによる個別指導によって苦手意識の払拭を進めている。

問 大規模な工業団地整備ではなく、地元企業育成のためのミニ工業団地を、特に中山間地に整備していくことが大切と思うが市の考えは。

答 市外から当該地域に進出を希望する企業だけではなく、市内既存企業育成のため、移転増設に対応したオーダーメイド方式で整備することを目指す。市内各地域への企業進出は定住化などメリットが多いことから、積極的に促進していく。

農地・宅地の復旧方法と支援策は

タクシー運賃一部助成の今後の進め方は



鈴木 一弘

[市政刷新会議]

問 台風19号による農地・私有住宅・宅地の被害に対する復旧方法と支援策は。

答 農地の冠水による土砂の堆積、畦畔の法面崩落など多数発生しているが、早期の営農再開に向け農家の皆さんが自ら施工できる「農地等小規模災害復旧事業補助金」の補助率を上げて対応していく。畦畔の法面復旧・堆積した土砂・流木・河川ごみ等の撤去費用も補助の対象とし、特例運用により、すでに応急処理をしたものにも市による現地確認で対象と

していく。私有住宅・宅地については「応急修理」制度、「障害物除去」制度を活用し、早期の復旧に繋げていく。

問 高齢者等へのタクシー運賃一部助成の実証実験の検討課題と今後の進め方は。

答 既存の公共交通体系の効率化と利便性の向上に向け、何処をどの様に効率化できるのかを検討をする必要があり、申請者の事後アンケート結果をもとに次年度の予算編成の中で検討し、来年10月の公共交通改変を目指す。



坂本 和広

[真誠会]

公共施設や公共用地の削減や有効利用は

二本松の菊人形復興策は

問 市有施設の削減に対する当市の見解は。

答 既存施設の長寿命化を図りつつ、運営コストの縮減に努めている。なお、不要になった施設は適宜取り壊しを行っている。

問 本町市有地の暫定利用方針は。

答 本町緑地公園西側市有地は、仮設という前提として芝生に張り替えるなど財政状況をみながら今後検討していきたい。

問 スカイピアあだたらアクティブパークの当初利用見込み数と昨年度利用者数は。

答 月間利用見込み者数は1,226人を見込んでいたが、平成30年度は月平均で462人だった。

問 二本松の菊人形の入場者増加に繋がる施策は。

答 情報発信が入場者増のカギと考え、メディアやSNSを活用したPRや観光キャラバンを実施している。今後は露出度を高める手法を模索しながら早い時期からPRに努めていきたい。

問 市内産業活性化につながる施策案は。

答 市内各所の回遊を促すため二本松DMOと連携した商品開発により産業活性化を図りたい。

本市の防災行政は

黒塚に隣接する芝生広場に常設トイレ設置は



佐藤 有

[真誠会]

問 台風第19号による被災農業者支援対応と作物以外に農機具等の支援策は。

答 国の支援策として「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」があり、被災した農業機械の再取得や修繕に要する費用について、現状復旧に限り経費の10分の9以内で助成する。

問 市道矢ノ戸・川口線が通行止めになっているが、通学路でもあり復旧の見通しは。

答 国からの第6次査定を受けて進める。智恵子大橋下から島寺公園までの区間については、生活

道路確保のため、応急本工事として国と協議し、12月中に復旧工事に着手予定である。

問 おくのほそ道の風景地として国指定の安達ヶ原の黒塚に隣接する芝生広場付近に常設トイレを設置できないか。

答 河川敷広場の堤外地に河川管理者である国交省から占用許可を得て11月4日まで仮設トイレを設置した。トイレ建設は河川堤防の機能を害すため許可が得られず、今後も仮設トイレを3月から11月までの間設置していきたい。